

大阪地裁総第 80 号

令和 6 年 2 月 14 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 遠 藤 邦 彦



司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 11 月 19 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪地裁第 6 民事部で使用されている裁判官の申合せ事項（現在有効なものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06（6363）1281（内線 4122）